

栃木地方最低賃金審議会

議事録
議事要旨

(整理番号 0239)

第5回 栃木地方最低賃金審議会

令和2年10月29日 公開

開催日時	令和2年10月29日(木)	14時00分～14時30分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の改正決定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和2年度第5回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 全委員が出席され、本審議会が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされているが、傍聴申込みがなかったことを報告。</p> <p>なお、9月1日付け人事異動によって、局長が代わっているので紹介いたします。</p> <p>— 局長紹介 —</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、杉田会長にお願いいたします。</p>
杉田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。 最初に、議題(1)の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」で</p>

	<p>すが、本年度の栃木県特定最低賃金の改正審議については、8月21日に開催された第4回栃木地方最低賃金審議会において、栃木労働局長より塗料製造業など6産業にかかる最低賃金の改正決定について諮問を受けました。</p> <p>その後、6産業にかかる最低賃金について、それぞれ専門部会を設置して調査審議を付託し、各専門部会において慎重に審議が行われ、その審議経過については、栃木県特定最低賃金専門部会運営規定第9条の規定に基づき、各専門部会の部会長から審議会会長に報告されております。</p> <p>この専門部会報告について、事務局より一括して報告を行っていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
事務局	— 専門部会報告書朗読 —
杉田会長	ただ今の報告につきまして、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	<p>特に御質問などが無いようであれば、6産業にかかる専門部会の報告について、了承されたものといたします。</p> <p>なお、「塗料製造業」、「計量器等製造業」につきましては、専門部会において全会一致により結審となりましたので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用して審議会の議決として、既に栃木労働局長に対して答申が行なわれています。</p> <p>一方、「はん用機械器具等製造業」、「電子部品等製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「各種商品小売業」につきましては、専門部会において、「全会一致」の結審には至らず、採決による結審となっておりますので、これより、当審議会において審議を行うことといたします。</p> <p>なお、当審議会は公開で行われておりますが、栃木地方最低賃金審議会運営規程第6条ただし書によりますと、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>よって、これより行う金額審議・採決については、同規定を適用し、非公開により進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
杉田会長	<p>では、これからの金額審議・採決は非公開として進めたいと思っております。</p> <p>— 非公開 —</p>

杉田会長	<p>それでは、以降の審議については公開といたします。 ただ今議決した特定最低賃金について、その答申文を審議いたします。 事務局は、それぞれの答申文(案)を作成してください。</p>
事務局	<p>— 答申文(案)作成 —</p>
杉田会長	<p>これより、答申文を審議いたしますので、事務局は答申文(案)を各委員に配付してください。</p>
事務局	<p>— 答申文(案)配付 —</p>
杉田会長	<p>事務局は、確認のため朗読してください。</p>
事務局	<p>— 答申文(案)朗読 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の答申文(案)について、御意見などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見等なし —</p>
杉田会長	<p>御意見などないようですので、答申文を原案のとおり決定します。 御手元の答申文の(案)を削除して、本日29日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。</p>
事務局	<p>— 答申文作成 —</p>
杉田会長	<p>それでは、ただ今から栃木労働局長に答申を行います。</p>
会長・局長	<p>— 答申文手交 —</p>
杉田会長	<p>ただ今、栃木労働局長に答申いたしました。ここで、栃木労働局長より挨拶があります。</p>
局長	<p>ただ今、杉田会長より4つの産業について答申をいただき、これで栃木県特定最低賃金の全てについて答申をいただきました。 今年度は新型コロナウイルス感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、特に、難しい御審議をいただくこととなり、委員の皆様には大変な御苦勞をいただいたところでございます。 そのような難しい状況下で、本日までにて全て答申をいただけたことは、労働者及び使用者代表委員の皆様のイニシアチブの発揮と、公益代表委員の皆様の適切な進行によるものと感謝申し上げます 当局としましては、今後、本日までにていただきました答申を踏まえて</p>

	<p>決定手続き、決定後は周知広報に努め、そして、発効後は履行確保に努めてまいります。</p> <p>栃木県特定最低賃金の改正決定の御審議、そして本日までの答申、誠にありがとうございました。</p>
杉田会長	<p>次に、議題（２）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特にないようであれば、事務局より、今後の手続きや審議日程等について説明してください。</p>
事務局	<p>— 今後の手続き、審議日程等説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局の説明のとおり、第６回審議会を 11 月 17 日火曜日午前 10 時から、場所はこの 5 階大会議室において開催を予定いたしますが、特定最低賃金に係る当審議会の意見に対する異議の申出が無い場合には開催中止となります。</p> <p>なお、中止の場合は、事務局より速やかに各委員にその旨の連絡をお願いします。また、各委員においても必要に応じ事務局への確認をお願いします。</p> <p>委員の皆様、その他、何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
杉田会長	<p>御質問など無いようでしたら、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定により議事録を作成し、同条第 2 項の規定により公開することといたします。</p> <p>また、議事録への署名を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
杉田会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員をお願いいたします。</p> <p>これを持ちまして、本日の審議会を閉会といたします。</p>